

## 輸出信用と金融危機に関する声明（仮訳）

2008年11月24日

OECD

OECD輸出信用部会加盟国<sup>(注1)</sup>、公的輸出信用アレンジメント参加国<sup>(注2)</sup>、OECD非加盟国<sup>(注3)</sup>及びWTO事務局は、公的輸出信用に対する世界的な金融危機の影響について議論するために集まった。各国政府は、輸出者や金融機関にとっての信頼できるパートナーであり続ける旨の強い決意を確認した。世界的な問題は、調和のとれた世界的な解決策を必要としている。

不確実な経済において経済主体がリスクを冒すことを嫌う時代において、市場の能力が一時的に限定される場合におけるギャップを埋めることを支援することによって、公的輸出信用の供与は不安定な状態を平衡に保つ上での高度に重要な役割を果たしている。

これらの考察に照らし、OECD加盟国及び非加盟国の政府は、国際貿易の流れを支援するため、各国の国際的な義務の範囲内で健全な引受方針に従って引き続き輸出信用の供与を行い、その十分な供給能力を確保する旨決意する。

この行動は、就中、11月15日にワシントンで開催された金融・世界経済に関する首脳会合においてG20の首脳によって表明された「金融・世界経済に関する首脳会合宣言」の7．に規定された事項（流動性ファシリティ及びプログラム支援等を通じて、現在の困難な金融情勢の下における新興市場国や途上国による資金調達を支援する。）の実施に貢献する。

過去の金融危機の際に、各国政府は、適切かつ調和のとれた公的輸出信用スキームの利用についての経験を積んでおり、世界の貿易契約への融資に関する現下の危機の影響を限定するためにこの経験を活用している。加盟国及び非加盟国は、今後の事態の進展を注意深く監視し、情報を交換するとともに、必要に応じ、各国の国際的な義務の範囲内で適切な措置をとっていく。

（注1）オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、アメリカ

（注2）オーストラリア、カナダ、EC、日本、韓国、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アメリカ

（注3）ブラジル、エストニア、インド、イスラエル、ルーマニア、ロシア、スロベニア